【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成28年３月29日
【会社名】	株式会社アマナ
【英訳名】	amana inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　　進藤　博信
【本店の所在の場所】	東京都品川区東品川二丁目２番43号
【電話番号】	03-3740-4011（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役管理部門担当　　田中　和人
【最寄りの連絡場所】	東京都品川区東品川二丁目２番43号
【電話番号】	03-3740-4011（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役管理部門担当　　田中　和人
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町２番１号）

1【提出理由】

平成28年３月26日開催の当社第46期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の５第４項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第９号の２の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成28年３月26日

(2) 当該決議事項の内容

議案　定款一部変更の件

（1）提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）が平成27年５月１日に施行され、新たに業務執行取締役等でない取締役及び社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、それらの取締役及び監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるよう、現行定款第30条第２項及び第40条第２項の一部を変更するものであります。

なお、定款第30条第２項の変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。

（2）変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示しております。）

現行定款	変更案
（取締役の責任免除） 第30条　（条文省略） ② 当会社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、社外取締役との間に、損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令に規定する額とする。	（取締役の責任免除） 第30条　（現行どおり） ② 当会社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令に規定する額とする。
（監査役の責任免除） 第40条　（条文省略） ② 当会社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、社外監査役との間に、損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令に規定する額とする。	（監査役の責任免除） 第40条　（条文省略） ② 当会社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、監査役との間に、損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令に規定する額とする。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果 （賛成の割合）
議案	28,770	339	9	（注）	可決（84.3%）

（注）議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の３分の２以上の賛成であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主の賛成、反対及び棄権に係る議決権数は加算しておりません。

以　上